

# 第3次知多市庁内環境保全率先実行計画

## 第1 計画の趣旨

市民一人ひとりの日常生活や事業活動に起因する環境への負荷の増大により、地球温暖化等に代表される地球環境問題はますます深刻化する傾向にあります。

本市は、平成11年9月に庁内環境保全率先実行計画を策定し、市が排出する温室効果ガスの総排出量及び資源・エネルギー使用量の削減目標を定めて、環境負荷の低減に向けた取組みを行ってきました。平成15年度までの第1次計画での削減目標（10%削減）未達成という状況を踏まえ、平成20年度までの第2次計画では5%の削減目標を設定しましたが、清掃センター等の事業系施設の影響が大きく、市役所本庁舎でもパソコン台数の増加もあって市全体の目標数値の達成は困難な状況です。

そこで、これまでの問題点を総括したうえで、施設ごとの取組状況の可視化を図り、危機感を持って環境負荷の低減に向けた取組みを進めるための指針として、第3次知多市庁内環境保全率先実行計画を策定するものです。

## 第2 計画の目的

環境負荷の低減に向け、市自らが大規模な事業者、消費者であるという視点に立ち、温室効果ガスの削減目標や具体的な取組項目を定め、市自らが率先して行動することによって、市民、事業者による自主的な取組みを促進し、地球温暖化防止に寄与することを目的とします。

## 第3 計画の期間

平成21年度から平成25年度までの5年間とします。

## 第4 計画の範囲

指定管理者制度導入施設（本計画期間中に導入予定の施設を含む）を除く市が行う事務事業を対象とします。ただし、指定管理者制度導入施設に対しても本計画に示す取組みを行うよう協力を要請し、省エネ法改正により市施設全体のエネルギー消費量の把握・報告が必要になるため、各数値の報告についても求めることとします。

## 第5 計画の目標

平成25年度までに、市が排出する温室効果ガスの排出量を、平成19年度を基準として別表（数値目標）の範囲内に抑制します。

## 第6 取組項目

目標を達成するために、次の取組項目を掲げ、着実な進行を図ります。

なお、●の項目については、新規内容の項目です。

- (1) 物品等の購入にあたっては、環境に配慮した取組みを行います。（平成13年10月制定の「知多市グリーン調達方針」参照）

### 用紙類

- ◎ 原則としてコピー用紙や印刷用紙等は、グリーン購入法適合のものを購入します。
- ◎ トイレットペーパーは古紙配合率100%のものを購入します。

### 電気製品

- ◎ パソコン、コピー機等の電気製品や照明機器については、消費電力の少ない機種へ転換します。

### 公用車

- ◎ 低公害車、低燃費かつ低排出ガス認定車を積極的に導入します。  
（計画期間中に特殊車両を除いた車両の30%を低公害車、低燃費か

つ低排出ガス認定車とします。)

- \* 低公害車・・・電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車の4車種
- \* 低燃費かつ低排出ガス認定車・・・燃費基準達成車であり、かつ平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上の適合車
- \* 特殊車両・・・車種登録で「小型特殊」及び「大型特殊」の車両

### 文具・事務機器

- ◎ エコマーク商品等の環境にやさしい製品を購入します。
- ◎ 過剰包装した製品や使い捨て製品を購入せず、詰め替え可能な製品を購入します。

## (2) 物品等の使用にあたっては、環境に配慮した取組みを行います。

### 用紙類使用量の削減

- ◎ 両面印刷や両面コピーを徹底し、使用枚数を削減します。
- ◎ 会議等では、IT機器等の使用により、配布資料を削減するとともに、資料の持ち帰り用封筒の配布を削減します。
- ◎ 庁内LANの活用による事務のペーパーレス化を徹底します。
- ◎ 支障のない範囲で縮小コピーによる用紙の削減を徹底します。

### 水使用量の削減

- ◎ トイレ等に節水バルブを使用し、使用量の削減を徹底します。
- ◎ 節水に関する意識の向上を図り、日常的な節水を徹底します。

### 電気使用量の削減

- ◎ 事務室等の空調温度を冷房28℃以上、暖房19℃以下とし、温度計を使って適正な管理を行います。
- ◎ 「クールビズ」、「ウォームビズ」に努めます。
- ◎ 原則として毎週水曜日をノー残業デーとし、定時の消灯・空調オフを徹底します。
- ◎ エレベーターの利用を控え、階段を利用します。
- ◎ 休憩時間等には支障のない範囲で、パソコンや照明のスイッチを切るよう徹底します。
- ◎ パソコン等の電源ケーブルは、業務に支障のない範囲で退庁時にコンセントから抜き、待機電力を削減します。
- ◎ リフレッシュルームや更衣室等常時使用しない場所の照明は、使用時以外消すよう徹底します。

- ◎ 冷暖房時の扉の開閉やブラインド等の利用を適切に行います。
- 空調機ごとに管理者（各課等の長）を設定し、帰庁時の空調オフ・設定温度の遵守を徹底します。
- 電球型蛍光灯やLED（発光ダイオード）等効率の良い照明器具を積極的に利用します。

#### 公用車燃料の削減

- ◎ 低公害車、低燃費車を優先的に利用します。
- ◎ 駐停車時等のアイドリングストップを徹底します。
- ◎ 急発進、急加速、空ぶかしをやめ、エコドライブを徹底します。
- ◎ タイヤの空気圧等車両整備を適切に行います。
- ◎ 相乗りや公共交通機関の利用を徹底します。

#### 自動車利用の抑制

- ◎ ノーカーデー（各自・月2回）を設定し、公共交通機関、相乗り、自転車、徒歩等を利用した通勤を実施します。

### **（3）ごみの廃棄や資源化にあたっては、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、環境に配慮した取組みを行います。**

- ◎ 紙の廃棄をなくします。
- ◎ 資料・カタログ類は、必要なもの以外は受け取らないようにします。
- ◎ 古紙回収における分別を徹底します。
- ◎ ファイルやフォルダー、使用済み封筒のリユースを徹底します。
- ◎ 廃棄文書については、シュレッダー処理は極力避けて、資源化を徹底します。
- ◎ コピー機・プリンターの使用済みトナーカートリッジの回収とリサイクルを徹底します。
- 裏紙の利用を徹底します。
- 廃食用油発生施設においては、その回収を徹底し、BDFへのリサイクルを図ります。

### **（4）建築物の設計、施工、管理にあたっては、環境に配慮した取組みの検討を行います。**

- ◎ 屋上緑化、壁面緑化（グリーンカーテン）を含め、施設内外における緑化の推進を図ります。
- ◎ 貯留タンク等の雨水利用設備の導入を図り、雨水の有効利用に努めます。

- ◎ 建築材料には、再生された素材や再生可能な素材を使用するよう努めるとともに、発生する廃棄物の削減に努めます。
- ◎ 施設の建築、改築時や空調設備の更新に際しては、可能な限り省エネルギーに資する設備等を選択します。

**(5) 環境に配慮した取組みが実践されるように、職員、市民に対しても積極的な啓発活動を行います。**

- ◎ 職員の環境に対する意識を向上させるために、環境保全に関する研修会、講演会へ積極的に参加します。
- ◎ 職員に対し、この計画の実施状況や環境に関する情報を提供します。
- ◎ 環境に関する市民向けの講座や、広報、ホームページ等を活用し積極的な啓発活動を行います。
- ◎ 市民の省エネや新エネルギーを利用した取組みを支援します。

## **第7 計画の推進にあたって**

- 1 職員は、この計画の趣旨を尊重し、環境保全の活動に積極的に取り組みます。
- 2 各課等に環境保全推進委員を設置し、取組状況等を調査、点検し、その結果を評価することにより、計画の継続的な推進を図ります。
- 3 温室効果ガス排出抑制技術の進歩、計画目標の達成状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。
- 4 計画の実施状況については、市広報やホームページ等を通じて、毎年度公表します。

< 別 紙 >

**数値目標(平成19年度を基準年とする)**

温室効果ガス排出量			
事務系施設	事業系施設		
	清掃センター	浄化センター	市民病院
平成19年度実績以下に抑制	5%増以内に抑制	3%増以内に抑制	1%増以内に抑制

・目標達成のための主な指標（燃料使用量は寄与率の高いもののみ表示）

電 気 使 用 量	事務系施設	平成19年度実績以下に抑制	
	清掃センター	5%増以内に抑制	
	浄化センター	3%増以内に抑制	
	市民病院	10%増以内に抑制	
燃 料 使 用 量	ガソリン使用量	事務系施設 10%増以内に抑制	
	灯油使用量	浄化センター 1%増以内に抑制	
	軽油使用量	事務系施設 平成19年度実績以下に抑制	
	プロパンガス(LPG)使用量	事務系施設 平成19年度実績以下に抑制	
	都市ガス(LNG)使用量	事務系施設	2%削減
		清掃センター	1%増以内に抑制
市民病院		5%削減	
上水道使用量	市全体	1%削減	
コピー使用量	市全体	2%削減	
ごみ排出量	市全体	5%削減	
低公害車、低燃費かつ低排出ガス認定車保有率	市全体	30%	

\*事務系施設：本庁舎、小中学校、保育園、幼稚園、消防署、公民館等  
ただし、指定管理者導入施設及び事業系の3施設を除く

### 第3次知多市庁内環境保全率先実行計画推進体制

- 1 第3次知多市庁内環境保全率先実行計画（以下「計画」という）の実施にあたり、各課等に環境保全推進委員（各課等の長）を置く。
- 2 環境保全推進委員は、所属職員に対して計画の周知を図るとともに、日常の環境に配慮した活動の定着を推進する。
- 3 環境保全推進委員は、取組状況を毎年度半年ごとに点検し、その結果を「取組状況調査表」により、10月及び4月中に事務局（環境政策課）へ報告する。
- 4 事務局は、各課等の計画の取組状況について点検、評価、課題の抽出を行い、生活環境部長は年度ごとの結果を幹部会議へ報告する。
- 5 幹部会議は、報告を受けた結果、必要があると認める場合は、取組みに対して事務局に指示・指導をする。
- 6 事務局は、幹部会議から取組みに対する指示・指導があった場合は、環境保全推進委員を通じて、職員への徹底を図り、あるいは計画の見直しの検討を行う。

